

かごしまの農林水産物認証制度PR協力店登録要領

1 目的

かごしまの農林水産物認証制度の認証（以下「認証」という。）を取得している農林水産物を、積極的に販売・活用する量販店等を「かごしまの農林水産物認証制度PR協力店」（以下「PR協力店」という。）として登録することにより、消費者に対する認証制度の認知度向上や消費拡大を図る。

2 登録対象店

鹿児島県内外で営業している量販店、直売所、飲食店、ホテル等とする。

3 登録条件

以下の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 認証取得農林水産物の取扱いを店のセールスポイントとし、その情報を積極的に消費者に提供すること。
- (2) 認証取得団体等が実施する販売促進活動等に協力すること。
- (3) 県による申請書記載内容の公開（ホームページ・メールマガジン等への掲載、マスコミ等への紹介等）を承諾し、県が実施する認証及び食の安心・安全に関するアンケート調査等に協力すること。

4 申請方法

登録を希望する者は、「かごしまの農林水産物認証制度PR協力店申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入し、農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室長に提出するものとする。

5 申請期間

申請受付は、年間通して随時行うものとする。

6 登録

- (1) 県は、受理した申請書の内容を確認し、登録条件を満たす申請者をPR協力店として登録するものとする。
- (2) 県は、PR協力店に対し、登録証を交付するものとする。

7 登録証

PR協力店は、登録証を店頭又は店内の見やすい場所に提示し、PR協力店のPRに努めるものとする。

なお、PR協力店は、登録の取消しや辞退をする場合、速やかに、県に登録証を返却するものとする。

8 申請内容の変更

申請内容に変更が生じた場合、PR協力店は速やかに「かごしまの農林水産物認証制度PR協力店申請書」（別紙様式1）を、農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室長に提出するものとする。

9 登録期間

登録期間は1年間とする。

10 登録の継続更新

登録期間満了1か月前までに辞退の申し出がない場合は、自動更新するものとする。

11 登録の取消し

県は、申請書の内容に虚偽があった場合、又は、PR協力店に法令違反等があった場合は、当該店の登録を取り消すことができる。

12 登録の辞退

3の規定を満たせなくなった場合、又は、登録の継続更新を希望しない場合、PR協力店は「かごしまの農林水産物認証制度PR協力店登録辞退届出書」（別紙様式2）を、農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室長に提出するものとする。

13 現地確認

県は、必要に応じて現地確認を行うことができる。

14 PR協力店の広報・情報提供等

県は、ホームページや広報等でPR協力店を広報するほか、マスコミ等に紹介するものとする。

また、PR協力店に対し、研修会のお知らせ、認証取得農林水産物や産地の情報提供等を行うものとする。

附則

この要領は、平成18年9月25日から施行する。

この要領は、平成27年3月10日から改正する。

この要領は、令和2年11月2日から改正する。

この要領は、令和5年4月1日から改正する。

この要領は、令和7年4月1日から改正する。